

# 東洋理容美容専門学校学則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法及び理容師法、美容師法に基づき、理容師、美容師の育成に関する専門的な知識及び技術を修得させ、職業若しくは實際生活に必要な能力の育成と教養の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、東洋理容美容専門学校という。

(位置)

第3条 本校は、千葉県千葉市中央区春日2丁目17番12号に置く。

## 第2章 課程及び学科、修業年限、休業日等

(課程及び学科、収容定員、修業年限、入所時期等)

第4条 本校の課程及び学科、収容定員、修業年限、入所時期は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜の別	修業年限	入所時期	入学定員	収容定員	始業及び終業時刻
衛生専門課程	理容科	昼間	2年	4月	40名 (1学級)	80名	8:45～ 16:30
衛生専門課程	美容科	昼間	2年	4月	160名 (4学級)	320名	8:45～ 16:30
衛生専門課程	美容修得者理容科	昼間	1年	4月	40名 (1学級)	80名	8:45～ 16:30
衛生専門課程	理容修得者美容科	昼間	1年	4月	40名 (1学級)	80名	8:45～ 16:30

### 2 別科

課程名	学科名	昼夜の別	修業年限	入所時期	入学定員	収容定員	始業及び終業時刻
別科通信課程	理容科	昼間	3年	4月	40名 (1学級)	120名	8:50～ 16:30
別科通信課程	美容科	昼間	3年	4月	80名 (2学級)	240名	8:50～ 16:30
別科通信課程	美容修得者理容科	昼間	1年 6月	4月 10月	40名 (1学級)	120名	8:45～ 16:30
別科通信課程	理容修得者美容科	昼間	1年 6月	4月 10月	40名 (1学級)	120名	8:45～ 16:30
介護職員初任者研修課程		昼間	5月		40名 (1学級)	40名	8:50～ 16:30

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から 8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

(4) 夏季休業 7月26日から8月31日まで

(5) 冬季休業 12月26日から1月7日まで

(6) 学年末休業 3月26日から3月31日まで

- (7) 学年始休業 4月1日から4月5日まで
- (8) 開校記念日 11月10日
- (9) その他校長が必要と認めた日

### 第3章 入学、退学、転学及び休学等

#### (入学資格)

第8条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

##### 1 衛生専門課程

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (5) 本校において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

##### 2 別科通信課程、介護職員初任者研修課程

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が中学校の課程に該当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

#### (入学許可)

第9条 入学を希望する者には、選考を行い校長がこれを許可する。

#### (出願手続)

第10条 入学を希望する者は、入学願書等の書類に検定料をそえ、願い出なければならない。

#### (入学手続)

第11条 入学の許可を受けた者は、すみやかに必要書類に入学料をそえて、提出しなければならない。

2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

#### (編入)

第12条 他の学校から本校に編入を希望する生徒があるときは、欠員がある場合に限り選考の上編入を許可することができる。

#### (転入)

第13条 専門課程から通信課程へ生徒が転入しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

#### (退学)

第14条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

#### (休学)

第15条 生徒が病気その他やむを得ない理由により3ヶ月以上出席することができない時は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て許可を受けなければならない。

#### (復学)

第16条 前条の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て許可を受けなければならない。

#### (出席停止)

第17条 生徒が伝染病にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

### 第4章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

#### (教育課程及び授業時数)

第18条 本校の教育課程及び授業時数は、別表第1のとおりとする。

2 別表第1に定める授業時数の1単位時間は、50分とする。

3 授業時数を単位数に換算する場合の計算方法は30時間をもって1単位とする。

#### (課程修了の認定)

第19条 課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、かつ学年末において試験の成績及び卒業資格認定のための課題作業等により認定する。

(卒業)

第20条 前条の規定により生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

2 前項において、専門課程理容科、専門課程美容科を修了した者には、専門士（衛生専門課程）の称号を授与する。

(原級留置)

第21条 生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかつた者について、教育上必要があるときは、原級に留め置くことができる。

(在籍期間)

第22条 前条の規定により生徒を原級に留め置き卒業が延期された場合の在籍期間は、専門課程においては入学から3年間、通信課程においては入学から6年間を限度とする。ただし、校長の許可を得た休学の期間は在学年数に算入しない。

(通信課程に関する補足事項)

第23条 通信養成を行う地域は、千葉県、東京都、茨城県とする。

2 添削指導のための組織として、教育相談窓口を設置し、担当者が質問、相談を受け付ける。

3 通信授業及び添削指導に係わる事務のうち、教材の配本及び添削指導を公益社団法人日本理容美容教育センターに委託する。

## 第5章 教職員組織

(教職員組織)

第24条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 9名以上
- (3) 事務職員 1名以上

2 校長は、校務を掌り所属職員を監督する。

## 第7章 授業料、入学金及び検定料

(授業料・入学金及び検定料等)

第25条 本校の授業料・入学金及び検定料等は、次のとおりとする。

	区分	衛生専門課程			
		理容科	美容科	美容修得者理容科	理容修得者美容科
昼 間	入学金	120,000円	120,000円	120,000円	120,000円
	施設費	(月額) 10,000円	(月額) 10,000円	(月額) 10,000円	(月額) 10,000円
	授業料	(月額) 36,000円	(月額) 36,000円	(月額) 36,000円	(月額) 36,000円
	実習費	(月額) 17,000円	(月額) 17,000円	(月額) 22,000円	(月額) 22,000円
	教育充実費	(月額) 7,500円	(月額) 7,500円	(月額) 7,500円	(月額) 7,500円
	検定料	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

	区分	別科通信課程			
		理容科	美容科	美容修得者理容科	理容修得者美容科
昼 間	入学金	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
	施設費	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円
	授業料	(月額) 12,500円	(月額) 12,500円	(月額) 16,000円	(月額) 16,000円
	実習費	(年額) 28,000円	(年額) 28,000円	(月額) 5,000円	(月額) 5,000円
	教育充実費	(月額) 7,500円	(月額) 7,500円	(月額) 7,500円	(月額) 7,500円
	検定料	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

2 生徒の在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

3 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、授業料を免除することがある。

4 学納金は合格発表後7日以内に納入する。また、すでに納入した入学金、施設拡充費、授業料、実習費及び教育充実費は、3月31日までに入学辞退を申し出た場合は、入学金を除き授業料等は原則として返還する。但し、推薦入学試験に合格して本校と在学契約を締結した生徒については返還

しない。

5 介護職員初任者研修課程に関する規定は、別に定める。

## 第6章 賞罰

(褒賞)

第26条 生徒がその成績、性行ともにすぐれ他の模範となるときは褒賞することがある。

(懲戒)

第27条 次の各号の一に該当する者は、これを退学させることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者。
- (4) 学校の秩序をみだし、その他生徒としての本分に反した者。

## 附 則

- 1 この学則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行に関し、必要な事項は、理事長、校長が別に定める。

第30次改訂 この学則の改定は平成30年4月1日から実施する。

(別表第1) 教育課程及び授業時数

衛生専門課程

<理容科>

課目	単位等		時間数		
	単位	時間	1年	2年	合計
関係法規・制度	1	30	20	10	30
衛生管理	3	90	50	40	90
保健	3	90	50	40	90
化粧品化学	2	60	40	20	60
文化論	2	60	40	20	60
理容技術理論	5	150	90	60	150
運営管理	1	30	20	10	30
理容実習	30	900	390	510	900
必修課目合計	47	1410	700	710	1410
芸術	1	30	30	0	30
外国語	1	30	30	0	30
毛髪科学	1	30	0	30	30
色彩学	1	30	30	0	30
接客法	2	60	30	30	60
トータル・ケア	4	120	70	50	120
総合技術	5	150	60	90	150
国家試験対策	3	90	0	90	90
コース	2	60	0	60	60
選択課目合計	20	600	250	350	600
合計	67	2010	950	1060	2010

\* 2年次コース別選択授業

- ・スタイリスト
- ・サスーンカット
- ・エステティック
- ・着付け

<美容修得者理容科>

課目	単位等		時間数	
	単位	時間	1年	合計
理容技術理論	4	120	120	120
理容実習	23	690	690	690
必修課目合計	27	810	810	810
総合技術	4	120	120	120
国家試験対策	3	90	90	90
選択課目合計	7	210	210	210
合計	34	1020	1020	1020

<美容科>

課目	単位等		時間数		
	単位	時間	1年	2年	合計
関係法規・制度	1	30	20	10	30
衛生管理	3	90	50	40	90
保健	3	90	50	40	90
化粧品化学	2	60	40	20	60
文化論	2	60	40	20	60
美容技術理論	5	150	90	60	150
運営管理	1	30	20	10	30
美容実習	30	900	390	510	900
必修課目合計	47	1410	700	710	1410
芸術	1	30	30	0	30
外国語	1	30	30	0	30
毛髪科学	1	30	0	30	30
色彩学	1	30	30	0	30
接客法	2	60	30	30	60
トータル・ビューティ	4	120	60	60	120
ブライダル	1	30	30	0	30
総合技術	4	120	40	80	120
国家試験対策	3	90	0	90	90
コース	2	60	0	60	60
選択課目合計	20	600	250	350	600
合計	67	2010	950	1060	2010

\* 2年次コース別選択授業

- ・スタイリスト
- ・サスーンカット
- ・メイク
- ・ネイル
- ・着付け
- ・エステティック
- ・まつげエクステンション

<理容修得者美容科>

課目	単位等		時間数	
	単位	時間	1年	合計
美容技術理論	4	120	120	120
美容実習	23	690	690	690
必修課目合計	27	810	810	810
総合技術	4	120	120	120
国家試験対策	3	90	90	90
選択課目合計	7	210	210	210
合計	34	1020	1020	1020

## 別科通信課程

### <理容科>

課目	単位等		時間数			
	単位	時間	1年	2年	3年	合計
関係法規・制度	2	10	5	5	0	10
衛生管理	6	30	10	10	10	30
保健	5	25	10	10	5	25
香粧品化学	6	30	10	10	10	30
文化論	2	10	5	5	0	10
理容技術理論	5	25	10	10	5	25
運営管理	2	10	5	5	0	10
理容実習	90	450	150	150	150	450
必修課目合計	118	590	205	205	180	590
総合技術	2	10	5	5	0	10
選択課目合計	2	10	5	5	0	10
合計	120	600	210	210	180	600

### <美容科>

課目	単位等		時間数			
	単位	時間	1年	2年	3年	合計
関係法規・制度	2	10	5	5	0	10
衛生管理	6	30	10	10	10	30
保健	5	25	10	10	5	25
香粧品化学	6	30	10	10	10	30
文化論	2	10	5	5	0	10
美容技術理論	5	25	10	10	5	25
運営管理	2	10	5	5	0	10
美容実習	90	450	150	150	150	450
必修課目合計	118	590	205	205	180	590
総合技術	2	10	5	5	0	10
選択課目合計	2	10	5	5	0	10
合計	120	600	210	210	180	600

### <理容科・従業者>

課目	単位等		時間数			
	単位	時間	1年	2年	3年	合計
関係法規・制度	2	10	5	5	0	10
衛生管理	6	30	10	10	10	30
保健	5	25	10	10	5	25
香粧品化学	6	30	10	10	10	30
文化論	2	10	5	5	0	10
理容技術理論	2	10	5	5	0	10
運営管理	1	5	5	0	0	5
理容実習	35	175	50	60	65	175
必修課目合計	59	295	100	105	90	295
総合技術	1	5	5	0	0	5
選択課目合計	1	5	5	0	0	5
合計	60	300	105	105	90	300

### <美容科・従業者>

課目	単位等		時間数			
	単位	時間	1年	2年	3年	合計
関係法規・制度	2	10	5	5	0	10
衛生管理	6	30	10	10	10	30
保健	5	25	10	10	5	25
香粧品化学	6	30	10	10	10	30
文化論	2	10	5	5	0	10
美容技術理論	2	10	5	5	0	10
運営管理	1	5	5	0	0	5
美容実習	35	175	50	60	65	175
必修課目合計	59	295	100	105	90	295
総合技術	1	5	5	0	0	5
選択課目合計	1	5	5	0	0	5
合計	60	300	105	105	90	300

### <美容修得者理容科>

課目	単位等		時間数		
	単位	時間	1年目	2年目	合計
理容技術理論	2	10	7	3	10
理容実習	45	225	150	75	225
必修課目合計	47	235	157	78	235
総合技術	1	5	5	0	5
選択課目合計	1	5	5	0	5
合計	48	240	162	78	240

### <理容修得者美容科>

課目	単位等		時間数		
	単位	時間	1年目	2年目	合計
美容技術理論	2	10	7	3	10
美容実習	45	225	150	75	225
必修課目合計	47	235	157	78	235
総合技術	1	5	5	0	5
選択課目合計	1	5	5	0	5
合計	48	240	162	78	240

<別科 介護職員初任者研修課程>

科目名	総時間	通信時間
1 職務の理解	6	通信不可
2 介護における尊厳の保持・自立支援	9	7.5
3 介護の基本	6	3
4 介護・福祉サービスの理解と医療の提携	9	7.5
5 介護におけるコミュニケーション技術	6	3
6 老化の理解	6	3
7 認知症の理解	6	3
8 障害の理解	3	1.5
9 こころとからだのしくみと生活支援技術	75	12
10 振り返り	4	通信不可
合計	130	40.5